⑵　倫理法等違反事案の概要

令和６年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は、表３－２のとおりである。

表3-2　令和６年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第５条第１項違反）	減給6月 (1/10) （1人）	財務省の施設等機関の職員１人が、利害関係がない事業者から金銭の貸付けを１回（500万円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。
2	贈与等報告書を提出せず、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理法第６条第１項、倫理規程第５条第１項違反）	減給3月 (1/10) （1人）	在外公館の職員１人が、利害関係がない事業者から供応接待等を複数回（合計113,000円相当以上）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受け、また、贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	贈与等報告書を提出せず、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理法第６条第１項、倫理規程第５条第１項違反）	減給3月 (1/10) （1人）	地方警務官１人が、利害関係がない事業者から飲食の供応接待を13回（合計約13万円）受け、当該飲食の際、同事業者の自動車により送迎を13回（合計約57km）受けたほか、物品の贈与を複数回（合計約14万円相当）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受け、また、贈与等報告書を提出しなかったもの。
4	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第５条第１項違反）	停職6月 （1人）	国税庁の地方支分部局の職員１人が、利害関係がない２事業者から、複数回にわたり、物品の贈与及び飲食の供応接待を受け、タクシー運賃を負担させ（合計約75,000円）、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待及び財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）	免職 （1人）	法務省の施設等機関の職員１人が、不利益処分及び行政指導の相手方として利害関係がある者２人から、職務上不正な行為をし、その謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、他者を介し、金銭の贈与を４回（合計335,000円）受けたもの（職員は収賄等の容疑で逮捕・起訴され、有罪判決を受けている。）。 また、不利益処分及び行政指導の相手方として利害関係がある別の者から、他者を介し、金銭の贈与を１回（２万円）受けたもの。
6	利害関係者から金品の贈与を受け、無償で役務の提供を受け、供応接待を受け、共にゴルフをし、共に旅行をした事案（倫理規程第３条第１項第１号、第４号、第６号、第７号、第８号違反）	停職6月 （1人）	厚生労働省の地方支分部局の職員１人が、利害関係がある複数の事業者から、交通費として金銭の贈与を17回（合計149,796円相当）受け、物品の贈与を７回（合計35,850円）受け、自動車により２回送迎させて無償で役務の提供を受け、飲食の供応接待を９回（合計83,809円相当）受けたほか、ホテル宿泊の供応接待を１回（7,200円）受けたもの。 また、立入検査、監査又は監察及び不利益処分の相手方として利害関係がある複数の者と共にゴルフ及び旅行を複数回し、物品の贈与を受けたほか、飲食の供応接待を複数回受けたもの。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、５件で合計５人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

・　利害関係者から物品の贈与を受け、贈与等報告書を提出しなかった事案（倫理法第６条第１項、倫理規程第３条第１項第１号違反）１件１人

・　利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第３条第１項第１号違反）４件４人

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和７年７月１日　　東北地方整備局長　西村　　拓

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道47号	山形県新庄市大字升形字笹原1648番８から山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野1830番20まで

2　指定する期日　令和７年７月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年７月１日　　東北地方整備局長　西村　　拓

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道47号	山形県新庄市大字升形字笹原1648番８から山形県最上郡戸沢村大字津谷字鞭打野1830番20まで

2　指定する期日　令和７年７月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月一日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月一日　　北陸地方整備局長　髙松　　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十七号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
野々市市若松町一二三一番一から同市若松町一二四一番一まで	